

平成二十四年六月二十一日提出
質問第三一一二号

懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問主意書

本年六月一日に閣議決定がされた政府答弁書（内閣衆質一八〇第二六〇号）には、二〇〇二年五月以降、懲戒処分を受けた検察官について答弁がなされており、その内容は以下の通りとなっている。

○免職処分：六件

- ・詐欺・公務員職権濫用等を理由とする免職の処分が一件
- ・不適切交遊及びセクシユアル・ハラズメントを理由とする免職の処分が一件
- ・有印私文書偽造・同行使等を理由とする免職の処分が一件
- ・証拠隠滅を理由とする前田恒彦検事に対する免職の処分
- ・犯人隠避を理由とする大坪弘道検事に対する免職の処分
- ・犯人隠避を理由とする佐賀元明検事に対する免職の処分

○停職処分：三件

- ・公共の場所における卑わいな言動を理由とする停職（三月間）の処分が一件
- ・セクシユアル・ハラズメントを理由とする停職（二月間）の処分が一件

・痴漢行為を理由とする停職（一月間）の処分が一件

○減給処分：二十四件

- ・セクシユアル・ハラスメントを理由とする減給（六月間俸給の月額の一〇〇分の二〇）の処分が一件
- ・指導監督不適正等を理由とする検事に対する減給（六月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・業務処理不適正を理由とする検事に対する減給（四月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・業務処理不適正を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の二〇）の処分が一件
- ・傷害を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の二〇）の処分が一件
- ・交通法規違反を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の二〇）の処分が一件
- ・業務処理不適正を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・強要未遂を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・不適切交遊を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・痴漢行為を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・業務上過失傷害を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件

- ・交通法規違反を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・指導監督不適正を理由とする減給（三月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・業務処理不適正を理由とする減給（二月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・旅費の不適正受給を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の二〇）の処分が一件
- ・報告怠慢を理由とする検事に対する減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・交通法規違反を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・自動車運転過失致死を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・指導監督不適正を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・指導監督不適正を理由とする三浦正晴検事長に対する減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一〇）の処分が一件
- ・業務処理不適正を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の五）の処分が一件
- ・セクシュアル・ハラスメントを理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の五）の処分が一件
- ・諸給与の不適正受給及び交通法規違反を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の三）の処分が

一件

・諸給与の不適正受給を理由とする減給（一月間俸給の月額の一〇〇分の一）の処分が一件

○戒告処分：三十八件

・業務処理不適正を理由とする戒告の処分が十三件

・業務処理不適正を理由とする検事に対する戒告の処分が一件

・報告怠慢を理由とする戒告の処分が一件

・欠勤を理由とする戒告の処分が一件

・セクシュアル・ハラスメントを理由とする戒告の処分が二件

・セクシュアル・ハラスメント、旅費の不適正受給及び欠勤を理由とする戒告の処分が一件

・旅費の不適正受給を理由とする戒告の処分が一件

・不適切行為を理由とする戒告の処分が一件

・占有離脱物横領を理由とする戒告の処分が一件

・暴行を理由とする戒告の処分が一件

- ・ 酩酊による粗野な言動を理由とする戒告の処分が二件
- ・ 器物損壊を理由とする戒告の処分が一件
- ・ 確定申告の怠慢を理由とする戒告の処分が一件
- ・ 業務上過失傷害を理由とする戒告の処分が一件
- ・ 交通法規違反を理由とする戒告の処分が二件
- ・ 指導監督不適正を理由とする戒告の処分が七件
- ・ 指導監督不適正を理由とする検事に対する戒告の処分が一件

右を踏まえ、質問する。

一 前文の「○免職処分」について

① 詐欺・公務員職権濫用等、有印私文書偽造・同行使等、不適切交遊及びセクシユアル・ハラスメント、有印私文書偽造・同行使等により検察官が免職となった六件の事例につき、それぞれがそのような行為を働いた詳しい経緯、またそれらが明らかになり、免職処分が決定した時期につき、詳細に明らかにされたい。

- ② ①の検察官に対し、退職金は支払われているか。
- ③ ①の検察官の行為は、法令に違反するものではなかったのか。
- ④ ①の検察官のうち、逮捕・起訴をされた者はいるか。
- ⑤ 前文の「○免職処分」のうち、証拠隠滅、犯人隠避を行ったとして免職処分を受けた前田恒彦、大坪弘道、佐賀元明元検事に対し、退職金は支払われているか。
- ⑥ ②と⑤に関し、支払われているのなら、それは適切か。

二 前文の「○停職処分」について

- ① 公共の場所における卑わいな言動により三か月間の、セクシュアル・ハラスメントにより二か月間の、痴漢行為により一か月間の停職処分が検察官に下された事例三件につき、それぞれがそのような行為を働いた詳しい経緯、またそれらが明らかになり、停職処分が決定した時期につき、詳細に明らかにされたい。

- ② ①の検察官のうち、現在も現職の検察官、国家公務員として勤務している者はいるか。いるのなら、それぞれ現在はそのような官職に就いているのか明らかにされたい。

③ ①の検察官のうち、既に退職している者はいるか。

④ ③に関し、既に退職している者がいるのなら、それらの者に対して退職金が支払われているか否か明らかにかにされたい。

⑤ ④に関し、退職金が支払われているのなら、それは適切か。

⑥ ①の検察官の行為は、法令に違反するものではなかったのか。

⑦ ①の検察官のうち、逮捕・起訴をされた者はいるか。

三 前文の「○減給処分」について

① セクシユアル・ハラズメントにより六か月間俸給の月額の一〇〇分の二〇の処分をはじめとする減給処分が検察官に下された事例二十四件につき、それぞれがそのような行為を働いた詳しい経緯、またそれらが明らかにになり、減給処分が決定した時期につき、詳細に明らかにされたい。

② ①の検察官のうち、現在も現職の検察官、国家公務員として勤務している者はいるか。いるのなら、それぞれ現在はそのような官職に就いているのか明らかにされたい。

③ ①の検察官のうち、既に退職している者はいるか。

④ ③に関し、既に退職している者がいるのなら、それらの者に対して退職金が支払われているか否か明らかにされたい。

⑤ ④に関し、退職金が支払われているのなら、それは適切か。

⑥ ①の検察官の行為は、法令に違反するものではなかったのか。

⑦ ①の検察官のうち、逮捕・起訴をされた者はいるか。

四 前文の「○戒告処分」について

① 業務処理不適正を理由とするものを始めとする戒告処分が検察官に下された事例三十八件につき、それぞれがそのような行為を働いた詳しい経緯、またそれらが明らかになり、戒告処分が決定した時期につき、詳細に明らかにされたい。

② ①の検察官のうち、現在も現職の検察官、国家公務員として勤務している者はいるか。いるのなら、それぞれ現在はどのような官職に就いているのか明らかにされたい。

③ ①の検察官のうち、既に退職している者はいるか。

④ ③に関し、既に退職している者がいるのなら、それらの者に対して退職金が支払われているか否か明

らかにされたい。

⑤ ④に関し、退職金が支払われているのなら、それは適切か。

⑥ ①の検察官の行為は、法令に違反するものではなかったのか。

⑦ ①の検察官のうち、逮捕・起訴をされた者はいるか。

右質問する。